

令和6年度

内部統制評価報告書

令和7年7月

山 口 県

このたび、地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、「山口県の内部統制に関する方針」（令和2年3月10日公表。以下「方針」という。）を定め、及びこれに基づき整備した体制（以下「内部統制体制」という。）について、同条第4項の規定による評価を行うとともに、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

山口県知事は、県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法第150条第1項の規定に基づき、方針を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価の実施

山口県においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、方針及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記2による評価作業を実施した結果、山口県の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において概ね有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和7年7月8日 山口県知事 村岡 嗣政

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	江本	郁夫
同	猶野	克
同	古林	照己
同	正司	尚義

令和 6 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 6 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 6 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準及び内部統制評価報告書審査実施基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 6 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、知事は、「山口県の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において概ね有効に運用されている。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 内部統制制度導入後5年の節目に際しての意見

内部統制制度は、人口減少社会においても行政サービスを安定的・持続的に提供し、事務を適正かつ効率的・効果的に執行するために導入され、今回が、一つの節目にあたる5回目の審査となる。この間、さまざまな取組により本県の内部統制制度は一定の定着が見られるが、一方で、組織内外の環境は今後も変化し続け、業務も日々、複雑化・高度化している。

内部統制とは、業務に組み込まれ、組織内の全職員により遂行されるプロセスであり、組織を取り巻く状況が変わっても、それが有効に機能するためには、所属長はもとより、全ての職員による主体的な取組が不可欠である。

制度を形骸化させることなく、高い統制水準に保つため、洞察力を持ってリスクの識別・評価を適切にアップデートするとともに、職員研修やデジタル技術の活用等により、内部統制に対する職員意識の差異をなくすような取組を進められたい。

また、本審査は知事部局が対象であることから、教育や警察といった他の執行機関と相互に連携し、山口県全体の内部統制水準が底上げされるよう、主導的な役割を果たすことを期待する。